

固定資産税(償却資産)の申告について

税務行政につきまして、日頃よりご協力いただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。

償却資産を所有されている方は、令和5年1月1日現在所有している償却資産について、下記または別添の手引きを参考に村へ資産の申告(地方税法第383条<固定資産の申告>)をしていただきますようお願いいたします。

1. 償却資産とは

固定資産税が課せられる償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上減価償却(必要経費、損金)の対象になる資産をいいます。

ただし、以下のものは対象になりません。

- ① 使用可能期間が1年未満又はその取得価額が10万円未満の減価償却資産で、所得税法又は法人税法等の規定により一時に損金に算入するもの
- ② 20万円未満の減価償却資産で所得税法等の規定により事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うもの
- ③ 自動車税が課税される車両 例)ナンバーを取得したトラクター など

2. 償却資産に該当するもの(具体例)

下記のような資産で、かつ上記1. の要件に該当する資産が償却資産となり申告の対象となります。

業種例	具体例
製造業	溶接機、金型、プレス機、自動梱包機、各種機械基礎工事など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル(バックホー)、フォークリフト、ミキサー、発電機など
農業	パワーショベル(バックホー)、コンバイン、モア、ドッキング、選別機、乾燥機、管理機、噴霧機、ビニールハウス(家屋でないもの)など ※ナンバーを取得しているトラクターは対象外です
理容業・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、サインポールなど
小売業・飲食業	厨房設備、カウンター、接客用家具、カラオケ機器、冷蔵庫、冷凍庫、陳列棚、商品ケースなど
業種共通のもの	パソコン、複合機、レジスター、駐車場設備(舗装路面)など

3. 償却資産の申告の対象となる方は

個人、法人に関わらず事業を行っており、土地・家屋以外の事業の用に供することができる償却資産(左記の1. および2. に該当する資産)を所有している方が対象になります。

≪申告の対象となる方の例≫

- 例) 原子力被災12市町村農業者支援事業(3/4事業)で農業機械を取得した方
- 例) 震災後休業していた事業を再開し、事業のための機材を購入した方 など

4. 償却資産の滅失申告について

償却資産課税台帳に残存しているが、使用できない状態にある、または、すでに廃棄した償却資産がある方については、同封の種類別明細書(減少資産用)にて滅失申告を行ってください。

≪滅失申請について≫

- ① 種類別明細書(減少資産用)(地方税法第383条 第26号様式別表2)に滅失した資産名を記載します。
- ② 減少の事由欄の該当する箇所には○をつけます。
- ③ 該当する方には令和4年1月1日現在の償却資産細目一覧表を送付しますのでご参考ください。

5. 税額計算例

例) 農業	取得年	取得価額	減価残存率	課税標準額
バックホー	R4	1,000,000 円	× 0.860	860,000 円
管理機	R4	300,000 円	× 0.860	258,000 円
モア	R4	500,000 円	× 0.860	430,000 円
計				1,548,000 円
税額				21,600 円 (100円未満切捨て)

6. 福島復興再生特別措置法に基づく税の優遇措置について

飯舘村内で事業を行う事業者で、下記の要件等を満たす場合には税の優遇措置が受けられます。

震災当時に飯舘村内で事業を行っていた方
新たに飯舘村内で事業を始める方
風評被害に対応するための事業を行う方
イノベーションコースト構想に関連する事業を行う方

+

事前に
福島県知事の「認定」「確認」を受けた方
(※福島県への申請が必要です。)

固定資産税は、対象資産へ5年間の課税免除を受けられます。また、国税や県税の優遇措置もあります。詳しくは、福島県ホームページを参照いただくか、下記まで問い合わせください。

【問い合わせ先】

- 制度全般、事業の認定に関すること : 福島県相双地方振興局 企画商工部 ☎ 0244-26-1142
- 固定資産税の課税免除に関すること : 飯舘村役場住民課税務係 ☎ 0244-42-1615
- 国税の優遇措置に関すること : 国税庁仙台国税局 相馬税務署 ☎ 0244-36-3111
- 県税の優遇措置に関すること : 福島県相双地方振興局 県税部 ☎ 0244-26-1126

7. その他

固定資産税の課税のしくみや制度などご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 : 飯舘村役場住民課税務係 (☎ 0244-42-1615)